

これが国民年金のメリットです

- 老後を支える終身保障です！ …… 生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。
- 万が一の時も保障されます！ …… 老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。
- けがや病気などが原因で一定の障害が残ったときには「**障害基礎年金**」が、死亡したときには、その人に生計を維持されていた遺族（子のある配偶者または子）に「**遺族基礎年金**」が支給されます。
- ＊障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取るためには、一定の納付要件を満たす必要があります。
- 社会保険料控除が受けられます！ …… 納めた保険料の全額が所得から控除されます。

保険料の追納をおすすめします

保険料免除・納付猶予（学生の場合は学生納付特例）期間は、**10年以内であれば追納して老齢基礎年金の年金額を満額に近づけることができます。**

追納制度に関する

- 保険料の納付猶予（学生納付特例）期間は、将来の老齢基礎年金の年金額を計算する際の対象になりません。
 - 保険料免除期間は、国庫負担分や減額された保険料を納めた分は、将来の老齢基礎年金の年金額を計算する際の対象となります。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

追納制度に関する
特設ページはこちら



産前産後期間は国民年金保険料の納付が免除されます（免除には届出が必要です）

- 届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4カ月間は、保険料が免除になります。**免除された期間も保険料を納付したものと、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。**
※出産には妊娠85日以上の死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。
- すでに免除手続や納付をしていますが届出ができますので、必ず市（区）役所または町村役場の国民年金窓口へ届出してください。（保険料を納付されている場合は後日お返しします。）

受け取る年金額が増える「付加保険料」の納付もおすすめです

定額の保険料に**月額400円**の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。付加年金額（年額）は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算され、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

- 市（区）役所または町村役場、もしくは年金事務所へお申し込みください。後日、納付書をお送りします。
- 付加保険料の納付は、申し込みした月分からとなります。
- 国民年金保険料の納付を免除されている方、国民年金基金へ加入している方は付加保険料を納めることはできません。
- 付加保険料を前納する場合、前納する期間によって割引を受けられます。

諸外国との社会保障協定をご確認ください

諸外国との社会保障協定で定められた適用証明書等をお持ちの場合、国民年金の適用が免除される場合がありますので年金事務所へご相談ください。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

国民年金保険料のご案内は民間事業者に委託しています
日本年金機構では、国民年金保険料が未納となっている方に対して電話や文書による納付督促を民間事業者に委託して

日本年金機構では、国民年金保険料が未納となっている方に対して電話や文書による納付督促を民間事業者に委託しています（土・日・祝日や夜間などにも行っています）。

委託事業の詳しい内容や、お住まいの地域を担当する委託事業者は、日本年金機構ホームページで確認できます。

※民間事業者が訪問することや現金をお預かりすることはありません。

ご不明な点がございましたら、日本年金機構ホームページでご確認いただくか、お近くの年金事務所の国民年金課へお問い合わせください。お問い合わせ先は同封の国民年金保険料納付案内書をご覧ください。

日本年金機構



日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

外国人のみなさま向けの国民年金のご案内
For more information about the national pension system, please visit the Japan Pension Service website.

国民年金 外国人 検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/gaikoku_nenkin.html



国民年金保険料 納付のご案内

令和7年4月～令和8年3月分の国民年金保険料は、月額17,510円です。

同封の納付書（「領収（納付受託）済通知書」と記載された横3連の帳票）を使用し、銀行などの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアで納めていただくか、2ページ目の納付方法（口座振替、クレジットカード、電子（キャッシュレス）決済、電子納付（Pay-easy））により「納付期限」までに国民年金保険料を納めてください。

- 会社などに就職し、厚生年金保険に加入した方は、行き違いのため、納付は不要です。
- 市（区）役所および町村役場の窓口では納めることができません。
 - 年金事務所の窓口では、原則、保険料の領収を行っておりません。
 - 各月で納付する場合は、納付期限を経過しても、納付期限から2年間は納付書で保険料を納めることができます。
 - その他、納付に関する注意事項は、同封の「国民年金保険料納付案内書」および「納付書」の裏面をご覧ください。

保険料は前納（まとめて前払い）がおトクです！

ご利用の際は、同封の前納用納付書をご使用ください。

➡「前納」、「上期」、「下期」と記載された納付書

前納する期間		毎月納付した場合	前納額	割引額	納付書の使用期限
「前納」納付書（1年分）	令和7年4月分～令和8年3月分	210,120円	206,390円	3,730円	令和7年4月30日
「上期」納付書（6カ月分）	令和7年4月分～令和7年9月分	105,060円	104,210円	850円	令和7年4月30日
「下期」納付書（6カ月分）	令和7年10月分～令和8年3月分	105,060円	104,210円	850円	令和7年10月31日

- 使用期限を経過すると、同封の前納用納付書で納めることはできません。
- 1年分、6カ月分以外にも、前納できる期間がある場合には前納用納付書を新たに発行します。
お近くの年金事務所へお問い合わせください。
- ＜例＞ 「前納」納付書（1年分）の使用期限である令和7年4月30日を過ぎてしまったが、前納したい。
⇒年金事務所にお問い合わせいただければ、令和7年5月分から令和8年3月分までの「前納」納付書を発行しますので、新たに発行された納付書を使用し使用期限（令和7年6月2日）までに納めてください。
この場合、4月分の保険料は、毎月納付用の納付書で納める必要がありますのでご留意願います。

年金（納付受託）済通知書

国民年金保険料 令和7年4月分 令和8年3月分	年金特別会計 Z9	厚生労働省年金局 0343	基礎年金番号 6118	納付番号 00066421	厚生労働省年金局（国民年金） 56005 9999 9999999999 99 9999999999
-------------------------------	--------------	------------------	----------------	------------------	---

前納や各月など、納付する月分によって使用する「納付書」が異なります。
「領収（納付受託）日付等」欄、または「納付期間」欄をご確認ください。

領収（納付受託）日付等	領収（納付受託）日付等	領収（納付受託）日付等	領収（納付受託）日付等
7.4~8.3 前納 （厚生労働省年金局送付用）	7 上期 （厚生労働省年金局送付用）	7 下期 （厚生労働省年金局送付用）	7 4 （厚生労働省年金局送付用）

1年前納用
6カ月分前納用
毎月納付用

前納は最大で令和9年3月分までできます。

- 令和9年3月分までの保険料をまとめて前納する場合の納付書は同封されておりませんので、前納の納付書をご希望の際は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。
- 毎月納付する場合に比べ15,670円の割引（令和7年4月から令和9年3月分までの2年分を前納した場合）になります。
- 口座振替・クレジットカードでも2年前納ができます。
- 詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認いただくか、お近くの年金事務所の国民年金課へお問い合わせください。

口座振替、クレジットカード、
電子（キャッシュレス）決済、
電子納付（Pay-easy）については、
次ページをご確認ください。➡

便利でお得な4つの納付方法があります

1. 口座振替（口座からの引き落とし）前納による割引額が一番大きい納付方法です！

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。
さらに、「**早割（当月末納付）**」や「**前納**」で納めると、**同じ期間を納付書で納める場合より割引されます**。
割引額は「国民年金保険料 納付額早見表（参考）」をご覧ください。（保険料は毎年度変わります。） ➡3ページをご確認ください。

【申込方法】

同封の「口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書」と「口座振替依頼書」に必要な事項を記入・押印し、お近くの年金事務所、金融機関または郵便局へご提出ください。
また、マイナポータルを経由した「ねんきんネット」上でオンラインによる口座振替申出の手続きができます。（一部の金融機関では対応できません。）詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

※口座振替のスケジュールや引き落とし金額は、手続き完了後に「国民年金保険料口座振替開始（変更）・振替額通知書」および「国民年金保険料口座振替額通知書」でお知らせします。

※**口座振替による前納を希望する場合、いつでもお申し込みができ、振替開始時から年度末（又は翌年度末）までの保険料をまとめて振替ができます**。
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

【注意事項】

- 口座振替が開始されるまで、1～2カ月程度かかります。口座振替が開始されるまでは、同封の納付書で納めてください。
- 過去の納め忘れの保険料は、口座振替で納めることができません。
- イオン銀行およびGMOあおぞらネット銀行以外のインターネット専業銀行では口座振替のご利用はできません。

2. クレジットカード

クレジットカード納付を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。
また、クレジットカードから継続的にお支払いいただく方法で、「**前納**」も可能です。
クレジットカードの有効期限が到来した場合やクレジットカード番号が変更になった場合は改めて申出書を提出する必要があります。
ただし、指定代理納付者が発行するクレジットカードを利用している場合は、有効期限が到来しても、改めて申出書を提出する必要はありません。（指定代理納付者は日本年金機構ホームページで確認できます。）

【申込方法】

「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」に必要な事項を記入し、お近くの年金事務所へご提出ください。
「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」は、日本年金機構ホームページや、年金事務所の窓口にも備え付けてあります。
※立替納付のスケジュールや金額は、手続き完了後に「国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）・納付額通知書」および「国民年金保険料クレジットカード納付額通知書」でお知らせします。

※**クレジットカードによる前納を希望する場合、いつでもお申し込みができ、立替納付開始時から年度末（又は翌年度末）までの保険料をまとめて立替納付ができます**。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

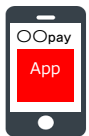
【注意事項】

- 立替納付が開始されるまで、2カ月程度かかります。立替納付が開始されるまでは、同封の納付書で納めてください。
- 過去の納め忘れの保険料および一部免除期間の保険料は、クレジットカードで納めることができません。
- 口座からの引き落とし日はクレジットカード会社により異なります。

3. 電子（キャッシュレス）決済

同封の納付書とスマートフォンがあれば、決済アプリを利用して納めることができます。
【**対象決済アプリ**】（令和7年4月現在）
AEON Pay、au PAY、d払い®、PayB※1、PayPay※2、LINE Pay※3、楽天ペイ（五十音順）
※1 金融機関等が提供するアプリを含みます。詳細は、PayBのホームページ（ PayB 金融機関 検索 https://payb.jp/finance/）をご覧ください。
※2 PayPayマネーライトでは納付できませんので、ご注意ください。
※3 LINE Payについてはサービス終了に伴い令和7年4月23日（水）まで利用が可能です。

〔納付方法〕



①決済アプリを起動



②納付書に記載されているバーコードを読み取る



③決済内容を確認

4. 電子納付（Pay-easy） 納付書でのお支払いに便利です！

Pay-easy（ペイジー）なら、自宅や外出先から、夜間や休日でも、納付ができます。
同封の納付書に記載されている「**収納機関番号**」、「**納付番号**」、「**確認番号**」をPay-easy対応のA T Mかインターネットバンキングの画面に入力するだけで納付できます。
●ペイジーの支払いのできる金融機関のA T Mにはペイジーマーク  が表示されています。
●詳細は、Pay-easyのホームページ（ ペイジー 検索 https://www.pay-easy.jp）をご覧ください。

令和7年度 国民年金保険料 納付額早見表（参考）

種類	1 力月分		6 力月分		1 年分		2 年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付	17,510円	－	105,060円	－	210,120円	－	425,160円	－
納付書〔現金前納〕	－	－	104,210円	850円	206,390円	3,730円	409,490円	15,670円
口座振替	17,510円	－	103,870円	1,190円	205,720円	4,400円	408,150円	17,010円
	17,450 円（ 早割※ ）	60円						
クレジット	17,510円	－	104,210円	850円	206,390円	3,730円	409,490円	15,670円

令和8年度の国民年金保険料（毎月納付）は、月額17,920円です。
※令和7年度について、翌月末（納付期限）の口座振替を当月末の口座振替にすると、毎月の保険料が6 0 円割引になります。

保険料の「免除制度」があります

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

- 現在、免除・猶予を申請中の方にもこの納付書をお送りしていますので、ご了承ください。
- 申請の結果は後日通知しますが、結果通知が届くまでの間は、納付書を大切に保管してください。
- 学生の方は、下記①②の申請ができません。③の学生納付特例申請をご利用ください。
- 国民年金に任意加入をしている方は、下記①②③の申請ができません。

①免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。
※一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納期間」となりますので、必ず納付してください。

②納付猶予申請

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

免除は過去2年までさかのぼって免除申請ができます

一定の将来期間のほか、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）まで免除の申請ができます。
※申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、速やかに申請をしてください。

「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

納付状況等 年金への影響	納 付	全額免除	一部免除	納付猶予 （学生納付特例）	未納
年金を受けるための要件となる受給資格期間に…	含まれる	含まれる	・減額された保険料を納めた場合 →含まれる ・減額された保険料を納めない場合 →含まれない	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に…	含まれる	含まれる（注）	・減額された保険料を納めた場合 →含まれる（注） ・減額された保険料を納めない場合 →含まれない	含まれない	含まれない

（注）保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合が以下のとおりとなります。（平成21年4月以降の免除期間）
●全額免除の場合…2分の1 ●4分の3免除の場合…8分の5 ●半額免除の場合…4分の3 ●4分の1免除の場合…8分の7

- 申請窓口は、お住まいの市（区）役所または町村役場、もしくは年金事務所です。（申請は郵送で行えます。）詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。
- スマートフォンやパソコンとマイナンバーカードで、マイナポータルを利用して電子申請ができます。

手続きおよび申請方法はこちらから

マイナポータル 検索

➡



https://myna.go.jp

電子申請の概要は日本年金機構ホームページをご覧ください。

国民年金 電子申請 検索

➡



https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html